



「^{うま}美し国おこし・三重」平成22年度プロデュース業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 「^{うま}美し国おこし・三重」平成22年度プロデュース業務
- 2 履行期限 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- 3 契約金額 金43,585,500円
(内消費税及び地方消費税額2,075,500円)
- 4 契約保証金免除

「^{うま}美し国おこし・三重」実行委員会(以下「甲」という。)と有限会社 Landa Associates(以下「乙」という。)とは、上記業務の委託について次の各条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

- 第1条 甲は、別添「^{うま}美し国おこし・三重」平成22年度プロデュース業務仕様書(付随する一切の書類を含む。以下「仕様書等」という。))により「^{うま}美し国おこし・三重」平成22年度プロデュース業務(以下「委託業務」という。)の実施を上記の契約金額及び履行期限をもって乙に委託するものとする。
- 2 乙は、委託業務の実施に当たっては、仕様書等に基づき、これを誠実に実施しなければならない。
 - 3 第1項の仕様書等に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、「^{うま}美し国おこし・三重」実行委員会経理規程第8条に基づき、支出命令権者が出納員に対して支出命令を発した時点で生ずるものとする。

(秘密の保持)

第3条 乙は、当契約により知り得た甲の業務上の秘密を他人に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

- 2 本条の規定は、本契約終了(解除)後も適用する。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

(調査等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、委託事業について報告を求め、又は実際に調査することができるものとする。

(業務内容の変更)

第7条 甲は、必要がある場合は委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、又は履行期限を変更することができるものとする。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して決めるものとする。

(履行期限の延長)

第8条 乙は、乙の責に帰することができない理由により第1条第1項に定めた履行期限までに委託業務を完了できないと認めるときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができるものとする。その延長日数は甲乙協議して決めるものとする。

(貸与品等)

第9条 甲は、乙が委託業務を履行するために必要なデータ、その他の資料等を乙に貸与するものとする。

2 乙は、前項に規定するデータ、その他の資料等を機密情報として取り扱い、委託業務以外の目的に利用することなく、契約終了時まで善良な管理者の注意をもって保管し、契約終了時に甲に返還するものとする。ただし、甲の承認又は指示があったものについては、この限りでない。

(業務計画及び実績報告)

第10条 乙は、甲に委託業務の業務計画書を提出し業務を遂行するものとする。

2 乙は、甲にプロデュース業務に係る月毎の業務活動報告を当該月の翌月の10日(10日が、土・日曜日、祝日にあたる場合は翌平日とする。)までに行うとともに、甲は、報告を受理した日から10日以内にその検査を行うものとする。

3 甲は、前二項のほか、委託業務の実施状況を把握するため必要があると認められるときは、乙に対して報告もしくは資料の提出を求め、又は乙に対し必要な指示をすることができる。

(検査及び引き渡し)

第11条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書及び当該業務に基づき発生した全ての成果品(以下「成果品」という。)を甲に提出するものとする。

2 乙は、委託業務において成果品を作成したときは、遅滞なく書面をもって甲に検査を申し出るものとする。

3 甲は、前2項に規定する業務完了報告書及び成果品を受理したときは、速やかに検査を行うものとする。

4 前項の規定に基づく検査の結果、業務完了報告書及び成果品について修正を要する場合は、乙は速やかに所要の修正を行い、再度甲の検査を受けるものとする。乙は、この再検査を理由に履行期限の延長、契約金額の増額等を甲に求

めることはできない。

- 5 甲は、第2項の規定に基づく検査又は前項の規定に基づく再検査によって当該業務の完了及び成果品を確認したときは、書面をもって乙に通知するものとし、乙は遅滞なく成果品を甲に引き渡すものとする。
- 6 前項の規定に基づく成果品の引き渡し完了をもって、業務完了報告書及び成果品の所有権は、乙から甲に移転するものとする。
- 7 本条に規定する検査及び再検査に要する時間は、すべて履行期限に含むものとする。
- 8 本条に規定する検査及び再検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(著作権の帰属等)

第12条 成果品等のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利で、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）及び成果品等のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引き渡しをもって甲に譲渡されるものとする。

- 2 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が乙以外の第三者に帰属している場合は、乙は成果品の引き渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、甲に譲渡するものとする。
- 3 成果品等のうち、第1項の規定の対象外で著作権が乙に留保されている著作物については、甲が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において甲及び甲が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- 4 成果品等のうち、第1項の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、乙は、甲が成果品等を利用するために必要な範囲において甲及び甲が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- 5 甲は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- 6 乙は、第1項に基づき甲に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- 7 乙は、第2項に基づき甲に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- 8 前二項の著作者人格権の不行使は、甲が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- 9 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- 10 乙が乙の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により甲に届けるものとし、甲は甲の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

(工業所有権)

第13条 委託業務の履行に関連して甲の構成団体である三重県（以下「三重県」という。）及び乙が各々単独で特許権、意匠権その他の工業所有権（以下「工業所有権」という。）を獲得した場合、甲及び三重県が成果品等を利用（委託業務の目的に添った本契約終了後の事業への利用を含む。以下同じ。）するために必要な範囲において三重県及び乙相互に無償で当該工業所有権を使用できるものとする。ただし、三重県及び乙は、もっぱら相手方の発案によるものをもって、自ら単独の工業所有権を獲得してはならない。また、三重県及び乙は、特許法（昭和34年法律第121号）第38条、意匠法（昭和34年法律第125号）その他関係法規の規定に基づき、発明等に至る過程が完全に一方に属するもの以外は、すべてその工業所有権を共有としなければならない。

2 乙が従前より保有し、若しくは第三者から承継又は実施権の設定を受けた工業所有権を委託業務に適用する場合、乙は当該工業所有権に関する対価を請求しないものとする。

3 乙が前項の工業所有権を第三者に承継させる場合は、甲及び三重県が成果品等を利用するために必要な範囲において、三重県又は三重県の指定する者に当該工業所有権の対価の請求及び権利侵害の主張をしない旨を保証するものとし、当該第三者が他の第三者に承継させる場合も同様の保証を行わせるものとする。

4 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(第三者の権利侵害)

第14条 甲に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、甲が当該成果品等を自ら利用するにあたり、第三者から著作権、工業所有権等の知的財産権（以下「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして甲に対し何らかの訴え、異議、請求等の紛争（以下「紛争」という。）がなされ、甲から乙へ処理の要請があった場合、乙は甲に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、乙は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、甲は当該第三者との紛争を乙が処理するために必要な権限を乙に委任するとともに、必要な協力を乙に行うものとする。

2 前項において成果品等の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、甲乙協議の上、乙は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

(1) 成果品等を侵害のないものに改変すること。

(2) 甲が成果品等を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

3 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(履行遅滞の違約金等)

第15条 乙の責に帰する事由により、委託業務を履行期限内に完了できない場合は遅延日数に応じ未履行部分相当額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により定める率を乗じて計算した額を違約金として支払うものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、甲は、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を乙に請求することができるものとし、また、乙は、違約金として、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

- (1) 本契約に基づく債務を履行せず、相手方の催促にもかかわらず、なお、履行しないとき。
- (2) 不正の行為をなして相手方の履行を妨げたとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、本契約、仕様書等に違反し、委託業務の目的を達することができないと認められるとき。

2 乙は、甲が本契約、仕様書等に違反し、委託業務の目的を達することができないと認められるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合甲は、違約金として、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を乙に支払うものとする。

(損害の賠償)

第17条 前条の場合において、甲が損害を生じたときは、甲は乙に対して前条の違約金を超える部分については、その賠償を求めることができる。

- 2 この契約の履行に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は乙の責任において処理(金銭的賠償を含む。)するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する場合はこの限りでない。
- 3 甲の責に帰すべき事由により本契約に関し乙又は第三者に損害を与えたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。
- 4 天災その他不可抗力によって生じた損害については、甲乙協議のうえ決めるものとする。

(代金の支払)

第18条 乙は、委託業務に係る各月(平成23年3月を除く。)ごとの月間業務活動報告書を甲に提出し、第11条に規定する検査に合格したときは、適法な請求書により、それぞれ3,630,000円の支払いを甲に請求することができる。

- 2 乙は、プロデュース業務に係る平成23年3月分の月間業務活動報告書及び年間業務活動報告書を甲に提出し、第11条に規定する検査に合格したときは、適法な請求書により、~~3,645,000~~^{3,655,500}円の支払いを甲に請求することができる。
- 3 甲は、前二項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に乙に対して代金を支払わなければならない。
- 4 甲の責に帰する理由により、前項の支払期限までに代金を支払わないときは、甲は、支払期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、当該未払金額に第15条の規定による率を乗じた額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(契約外事項)

第19条 この契約に定めのない事項は、日本国法令及び「^{うま}美し国おこし・三重」実行委員会経理規程並びに「^{うま}美し国おこし・三重」実行委員会経理規程において準用する三重県の条例規則の定めによるものとする。

(紛争または疑義等の解決)



第18条第2項
9字削除9字加



第20条 この契約に関し紛争または疑義が生じた場合は、甲、乙信義誠実の原則に従い協議の上、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成22年 4月 1日

甲 三重県津市^{うま}広明町13番地

「美し国おこし・三重」実行委員会
会長 野呂昭彦



乙 東京都大田区西嶺町13-19

有限会社 Landa Associates

代表取締役 宮本倫



「^{うま}美し国おこし・三重」平成22年度プロデュース業務仕様書

1 委託業務名

「^{うま}美し国おこし・三重」平成22年度プロデュース業務

2 委託期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

なお、平成23年度プロデュース業務の委託契約については、上記委託期間中の一定期間における業務実績について、第三者の視点を加えた検証・評価を踏まえて、その更新を判断することとする。

3 委託業務の目的

「^{うま}美し国おこし・三重」基本構想（以下「基本構想」という。）及び同基本計画（以下「基本計画」という。）を踏まえ、「^{うま}美し国おこし・三重」平成22年度実施計画（以下「実施計画」という。）に基づき、座談会の開催やパートナーグループへの支援などの地域における取組、また共通する分野で連携し、全県的に取り組むテーマプロジェクトを円滑に進めるなど「^{うま}美し国おこし・三重」の取組を円滑に推進するために、地域づくりやイベントに関するノウハウを有する事業者に、平成22年度プロデュース業務を委託する。

4 委託業務の内容

(1) プロデュース業務

基本計画及び平成22年度実施計画に則って、次の各項目に掲げる業務を行うこととする。

① 「^{うま}美し国おこし・三重」全体の事業推進

ア 「^{うま}美し国おこし・三重」の取組の総合的なコーディネート

「^{うま}美し国おこし・三重」の取組全体におけるビジョンを明確にするとともに、構成する事業間、関係主体間の総合的なコーディネートをを行いながら、推進を図る。

イ 「^{うま}美し国おこし・三重」の取組に係る助言・説明

取組の推進にあたり、「^{うま}美し国おこし・三重」実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び同幹事会、同企画委員会（各部会を含む）、同事務局並びに関係機関に適切な助言を行うとともに、県内全域で展開する本取組についての周知・説明・機運の醸成を図る。

② パートナーグループへの支援

ア 座談会の周知

座談会の趣旨・開催について県民の皆さんへの周知を行うこと。

イ 座談会の運営・ファシリテート

座談会の運営、ファシリテート、記録を行うこと。

座談会の回数は、契約期間中に、概ね 350 回を予定しており、それら全ての座談会の運営・ファシリテート・記録を行うこと。(座談会は、同日に複数(2~5)箇所で開催することも想定される。)

※ 座談会には、実行委員会が主催するケースや、地域づくり団体等が主催する会合を座談会と位置づけ、プロデューサーが出向くケースなど、いろいろなケースが考えられる。

ウ パートナーグループの立ち上げ支援

座談会での対話を通じ、地域の課題・ビジョン、住民の思い・意欲を抽出しながら、地域をより良くしていこうとするグループのパートナーグループへの登録や育成を進めること。

エ パートナーグループの登録にあたっての助言

パートナーグループの登録事務は、実行委員会事務局が行うが、登録の適否について助言を行うこと。(意見を記述すること。)

オ 座談会等で参加者から抽出した課題の解決や目標の達成のために必要な情報の収集・提供、支援を「パートナーグループ活動支援情報システム」を用いて迅速かつ効果的に行うとともに、パートナーグループ毎に課題の解決や目標の達成のためのスケジュール・項目などを記入した「活動予定表」を作成し、市町、関係機関等との情報共有・調整を行うこと。

③ プロジェクト企画に向けた支援、説明

パートナーグループの活動が、公共性や社会貢献性をもって継続していく仕組み(経済的視点等)を取り入れることで、将来的に自立・持続可能となるプロジェクト事業の企画等にあたって、市町や多様な主体と連携して支援を行うこと。

④ 担い手の育成と支援

ア 人材育成

- ・ 地域における人材育成を図るためのファシリテーション研修、広報・情報発信研修の実施にあたって、地域での座談会等の場における実践も含め、指導・助言を行うこと。
- ・ 平成23年度から実施する予定のマネジメント研修の内容を検討、助言を行うこと。

イ グループ育成

- ・ パートナーグループが、活動の範囲や規模を広げることができるよう、他のパートナーグループや国内外の関連団体との連携やネッ

トワーク化を促進すること。

ウ 中間支援組織創設・機能拡充の活動

- ・ 中間支援組織の創設、機能の拡充を進めるための事例研究、分析、展開方策の策定を進めること。

エ 担い手の支援

登録されたパートナーグループに対し、専門家派遣、広報・誘客支援、ネットワーク化支援等を組み合わせて、効果的な支援を行うこと。

○専門家派遣

- ・ パートナーグループの活動を活性化し、課題の解決を支援するために適切な助言を行うことができる専門家の選定及び派遣に向けた調整を行うとともに、結果の集約、評価・分析を行い、報告すること。

なお、専門家の選定にあたっては、出来る限り、県内の人材を活用するよう努めること。

○広報・誘客支援

- ・ パートナーグループの活動紹介や活動への参加・協力募集の告知などの広報・誘客支援の実施にあたって検討、助言を行うこと。(事務局への助言を含む。)

○ネットワーク化支援

- ・ 地域づくりや社会貢献活動に関心のある企業、大学、団塊の世代等による地域づくりの担い手やサポーターのネットワークづくりを進め、その情報をパートナーグループに提供するとともに、当該グループの活動との連携を促進するため、マッチングを支援すること。

○財政的支援

- ・ パートナーグループの活動の自立・持続性を高めるために行う財政的支援について、採択を判断するための指導、助言を行うこと。

⑤ テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし

- ・ テーマプロジェクト素案を作成し、具体化に向けて助言・提案を行うこと。
- ・ 座談会等を通じて、パートナーグループや既存の活動団体の参画を促進すること。
- ・ 必要に応じてテーマプロジェクトミーティングにおいて、運営・ファシリテート・記録を行うこと。
- ・ テーマプロジェクト実施計画の策定や企画委員会プロジェクト認定部会におけるテーマプロジェクト採択にあたって助言を行うこと。
- ・ テーマプロジェクトの進行管理を行うこと。

- ・ 平成 23 年度から実施するテーマプロジェクトについて、座談会やパートナーグループの活動の中からテーマを抽出し、テーマプロジェクト企画（案）を作成すること。

○ 成果発表・交流会

- ・ 平成 22 年 2 月 28 日に開催を予定していたが、津波警報の発表に伴い中止した「平成 21 年度『^{うま}美し国おこし・三重』成果発表・交流会」のあらためての開催に向けた準備、当日の運営に関する指導・助言を行うこと。
- ・ 平成 22 年度後半に開催する「平成 22 年度『^{うま}美し国おこし・三重』成果発表・交流会」の企画、当日の運営に関する指導・助言を行うこと。

○ 同時期開催の県・市町などの大規模イベントとの連携

- ・ 平成 22 年度に県・市町などが展開する大規模イベントとの連携にあたっての指導、助言を行うこと。

⑥ 広報宣伝・活動促進

- ・ 効果的に情報発信し、「^{うま}美し国おこし・三重」の取組全体の認知を促進するための手法及び地域の取組の発信力を高める手法についての検討、助言を行うこと。
また、そのためにマスコミ媒体との関係構築を進めること。
- ・ パートナーグループが自立し、活動を継続するために行う誘客活動、販売活動、移住・交流活動、コミュニティビジネス活動についての支援を行うこと。

⑦ 目標と評価検証、記録

- ・ 事業全体及び個々の事業の記録方法等について助言を行うとともに、進捗状況を把握し、翌年度以降の事業内容に反映するための評価・検証についての助言を行うこと。

⑧ 協賛・協力

- ・ 実行委員会やパートナーグループが行う取組と多様な主体とをつなぎ、協賛・協力の仕組みづくりを進めること。

⑨ その他、基本構想、基本計画及び実施計画の実現のために必要な業務

5 業務実施上の条件

- ① 契約期間中、プロデュース業務に従事する者は、受託業務に専念するも

のとし、少なくとも総合プロデューサーは平均週2日、地域担当プロデューサーは平均週3日、ネットワークコーディネーターは平均週1日、三重県内において、座談会等を進行するとともに、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。

- ② 業務は、実行委員会、県、市町及び関係機関との連携を密にして遂行すること。少なくとも週1回程度は、実行委員会事務局に対し、業務の執行状況等について報告し、打合せを行うなど、情報共有を図ること。
- ③ 業務の遂行にあたっては、業務遂行に関する知識やノウハウが業務に携わる者に引き継がれるよう努めること。
- ④ プロデュース業務に従事する者を契約期間中に変更する場合には、前もって、実行委員会と協議すること。
- ⑤ 委託契約金額には、旅費、交通費、通信費等業務に係る必要経費の一切を含むものであること。

6 提出を求める書類（成果品）

（1）プロデュース業務における成果品の体裁等

- ① 月間業務活動報告書
 - ・ 毎月の月間業務活動報告書を提出すること。
 - ・ 月間業務活動報告書には、座談会等の個々の概要が分かるよう、個表を添付すること。
- ② 年間業務活動報告書
 - ・ 年度末には、「年間業務報告書（見込）」及び「年間業務報告書」を提出すること。実行委員会は、提出のあった年間業務報告書を基に評価を行うこととする。
 - ・ 年間業務活動報告書には、個々のパートナーグループごとに目標、1年間の活動の成果、今後の課題等が分かる資料を添付すること。なお、当該資料は、「活動予定表」（「4 受託業務の内容（1）プロデュース業務 ②パートナーグループへの支援 オ」に記載。）をもって代えることができる。
- ③ 成果品の提出期限
 - ア 月間業務活動報告書
毎月、翌月の10日（10日が土、日、祝日に該当する場合は、その

後の直近の平日)を提出期限とする。

イ 年間業務活動報告書(見込)

平成23年2月10日(木)

※ 平成22年4月1日(木)から平成23年1月31日(月)までを
報告対象期間とする。

ウ 年間業務活動報告書

平成23年3月31日(木)

エ その他

平成23年度プロデュース業務の委託契約については、第三者の視点を加えて検証・評価を行い、更新の可否を判断するため、年間業務活動報告書(見込)を平成23年2月10日(木)までに提出すること。

また、実行委員会は、当該評価のために①②の各報告書の内容について、必要に応じて資料を検証・要求することがあるので、受託者は速やかに提出することとする。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下、「作業場所」という。）とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例第13条、第68条、第69条及び第72条の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託の相手方

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約

七 再委託先の相手方の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託の相手方による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保

護措置を施すこと。

- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

- 第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

